

## 運行管理者基礎講習用テキスト 法令集 旅客編 第18版 (2021) 正誤表

運行管理者基礎講習用テキスト 法令集 旅客編 第18版 (2021) の内容において誤りがございました。ご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下の正誤表のとおり訂正いたします。

なお、当該正誤表については当機構ホームページにも掲載しております (<https://www.nasva.go.jp/fusegu/shidoutext.html>)。

	(誤)	(正)
旅客編 P. 80 最終行～ P. 81 本文 5 行目	<p><b>(3) 旅客自動車運送事業運輸規則</b>  <b>第47条の7</b> (旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)  <b>2</b> (前略) 当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。<u>この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。</u></p>	<p><b>(3) 旅客自動車運送事業運輸規則</b>  <b>第47条の7</b> (旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)  <b>2</b> (前略) 当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p>
共通編 P. 共通 3 40行目～42行目	<p><b>(1) 道路交通法 (抄)</b>  <b>第2条</b> (定義)  <b>3</b> (略)                  (2) 次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、(後略)</p>	<p><b>(1) 道路交通法 (抄)</b>  <b>第2条</b> (定義)  <b>3</b> (略)                  (2) 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、(後略)</p>
P. 共通 6 8行目～10行目	<p><b>第17条</b> (通行区分)  <b>3</b> 二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)(後略)</p>	<p><b>第17条</b> (通行区分)  <b>3</b> 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両が側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)(後略)</p>
28行目	(罰則 第1項から第4項まで及び第6項については第119条第1項第2号の2)	(罰則 第1項から第3項まで及び第6項については第119条第1項第2号の2 第4項については第117条の2第6号、第117条の2の2第11号イ、第119条第1項第2号の2)
P. 共通 9 5行目～6行目	<p><b>第24条</b> (急ブレーキの禁止)                  (罰則 第119条第1項第1号の3)</p>	<p><b>第24条</b> (急ブレーキの禁止)                  (罰則 第117条の2第6号、第117条の2の2第11号ロ、第119条第1項第1号の3)</p>
10行目	<p><b>第26条</b> (車間距離の保持)                  (罰則 第119条第1項第1号の4、第120条第1項第2号)</p>	<p><b>第26条</b> (車間距離の保持)                  (罰則 第117条の2第6号、第117条の2の2第11号ハ、第119条第1項第1号の4、第120条第1項第2号)</p>
14行目	<p><b>第26条の2</b> (進路の変更の禁止)                  (罰則 第2項については第120条第1項第2号 第3項については第120条第1項第3号、同条第2項)</p>	<p><b>第26条の2</b> (進路の変更の禁止)                  (罰則 第2項については第117条の2第6号、第117条の2の2第11号ニ、第120条第1項第2号 第3項については第120条第1項第3号、同条第2項)</p>
38行目～39行目	<p><b>第28条</b> (追越しの方法)                  (罰則 第119条第1項第2号の2)</p>	<p><b>第28条</b> (追越しの方法)                  (罰則 第1項及び第4項については第117条の2第6号、第117条の2の2第11号ホ、第119条第1項第2号の2 第2項及び第3項については第119条第1項第2号の2)</p>
P. 共通12 25行目～31行目	<p><b>第44条</b> (停車及び駐車を禁止する場所) 車両は、(中略)又は駐車してはならない。<u>ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。</u>                  (1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル                  (2) 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分</p>	<p><b>第44条</b> (停車及び駐車を禁止する場所) 車両は、(中略)又は駐車してはならない。                  (1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル                  (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分  <b>2</b> 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。                  (1) 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。                  (2) 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第49条の3第1項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。)又は同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車(同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐</p>

	(誤)	(正)
P. 共通12 38行目～39行目	(罰則 第119条の2 第1項第1号、同条第2項、第119条の3 第1項第1号、同条第2項)	車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。)
P. 共通13 28行目～31行目	<b>第50条の2</b> (違法停車に対する措置) 車両(トロリーバスを除く。以下第51条の2まで及び第51条の4において同じ。)が第44条、第47条第1項若しくは(後略)	<b>第50条の2</b> (違法停車に対する措置) 車両(トロリーバスを除く。以下この条、次条及び第51条の4において同じ。)が第44条第1項、第47条第1項若しくは(後略)
32行目～40行目	<b>第51条</b> (違法駐車に対する措置) 車両が第44条、(中略)かつ、第49条の3 第4項の規定に違反していると認められるとき(次条第1項及び第51条の4 第1項において(後略))	<b>第51条</b> (違法駐車に対する措置) 車両が第44条第1項、(中略)かつ、第49条の3 第4項の規定に違反していると認められるとき(第51条の4 第1項において(後略))
P. 共通14 23行目～29行目	<b>第51条の4</b> (放置違反金) 警察署長は、(中略)当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について(後略)	<b>第51条の4</b> (放置違反金) 警察署長は、(中略)当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為(違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第4項及び第16項において同じ。)をした者について(後略)
P. 共通16 7行目～8行目	<b>第52条</b> (車両等の灯火) (罰則 第1項については第120条第1項第5号、同条第2項 第2項については第120条第1項第8号、同条第2項)	<b>第52条</b> (車両等の灯火) (罰則 第1項については第120条第1項第5号、同条第2項 第2項については第117条の2 第6号、第117条の2の2 第11号へ、第120条第1項第8号、同条第2項)
P. 共通22 34行目	<b>第70条</b> (安全運転の義務) (罰則 第119条第1項第9号、同条第2項)	<b>第70条</b> (安全運転の義務) (罰則 第117条の2 第6号、第117条の2の2 第11号チ、第119条第1項第9号、同条第2項)
P. 共通26 25行目～28行目	<b>第75条</b> (自動車の使用者の義務等) (7) 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第44条、(後略))	<b>第75条</b> (自動車の使用者の義務等) (7) 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第44条第1項、(後略))
P. 共通30 9行目	<b>第75条の4</b> (最低速度) (罰則 第120条第1項第12号)	<b>第75条の4</b> (最低速度) (罰則 第117条の2 第6号、第117条の2の2 第11号リ、第120条第1項第12号)
P. 共通40 24行目～26行目	<b>第117条の2</b> (3) 第66条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は(後略))	<b>第117条の2</b> (3) 第66条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は(後略)) (6) 次条第11号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者
P. 共通41 13行目	<b>第117条の2の2</b>  (11) 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者	<b>第117条の2の2</b>  (11) 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者 イ 第17条(通行区分) 第4項の規定の違反となるような行為 ロ 第24条(急ブレーキの禁止)の規定に違反する行為 ハ 第26条(車間距離の保持)の規定の違反となるような行為 ニ 第26条の2(進路の変更の禁止) 第2項の規定の違反となるような行為 ホ 第28条(追越しの方法) 第1項又は第4項の規定の違反となるような行為 ヘ 第52条(車両等の灯火) 第2項の規定に違反する行為 ト 第54条(警音器の使用等) 第2項の規定に違反する行為 チ 第70条(安全運転の義務)の規定に違反する行為 リ 第75条の4(最低速度)の規定の違反となるような行為 ヌ 第75条の8(停車及び駐車の禁止) 第1項の規定の違反となるような行為 (12) 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者